



# 弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

61

## 請求できるのか?という質問への回答

### 1・台風関連

自治体での相談例で、台風により隣の建物屋根が飛んできて自動車が傷ついたため、当該建物所有者に損害賠償請求できるのか答えて欲しいという相談でした。

### 2・回答の難しさ

この件につきまして、

テレビのワイドショーで、

弁護士が解説しているの

### 3・一応の回答

「天災の場合は請求できません」とキッパリと回答していましたが、確かに原則はそうなのですが、原因が相手方ではなく天災にあるのであれば、損害賠償請求は認められません。裁判所は「事実がは

せん。ただし、損害発生原因が天災ではなく相手方にあるのであれば、請求が認められます。

### 4・立証責任

当コラム36回目にて取り上げたことがあるのですが、裁判では、請求する側に立証責任があります。裁判所に損害賠償請求できることを認定してもら

る側には、請求する側

### 5・回収できるか

が、判決で請求が認められたからといって、回収できない場合は絵に描いた餅です。実際にそのように回収できないケースはたくさんあります。判決で認められた権利を現実にするには、相手方に資

### 6・結局できるのか

冒頭の悩みに戻りまして、おそろくほとんどの弁護士は、請求できるのかという質問の中には、法的に認められた請求権があるのかという意味と、あるとして裁判で勝てるのかという意味と、勝てたとして回収できるのかという意味の3つがあるという解釈があります。法律相談に行かれない際には、仮に請求でき

たとしても、それがどの意味なのか注意して聞くようにしてください。もちろん、できるだけ助達

いのないように回答した致し方がないということだと思う次第です。よく、ご容赦願います。相談に行ってみただけ、※なお、ここでの記述どっちつかずの回答しかは、あくまでも私個人の得られなかったという感想ですので、その点、想を耳にしますが、多少ご了解ください。

藤野恵介(ふじの・けいすけ) 弁護士(大阪弁護士会所属、40歳、梅田法律会計事務所) 大阪市北区梅田大塚1-2-11000号、電話06-6345-1618・午前10時~午後5時、<http://umeda-law.jp/>。主な役職は、大阪弁護士会専門相談員(建築▽交通▽遺言相続▽家事▽労働)、民間総合調停センター運営委員、大阪住宅紛争審査会運営委員。ピラティス受講。

### 無料法律相談のお知らせ

本コラムは、初回の法律相談を無料とさせていただきます。読者や、その紹介の方も初回無料、電話も可。